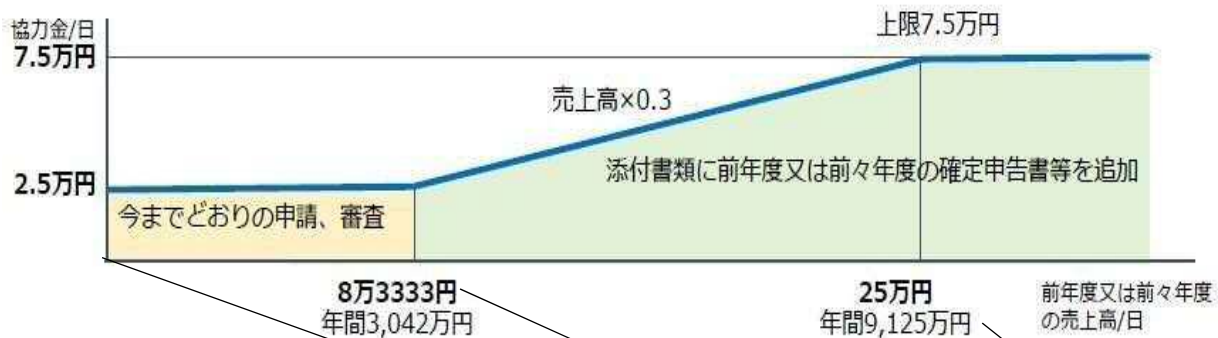


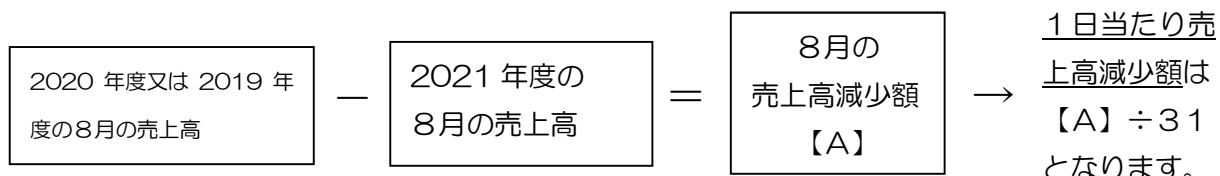
○ 中小企業（売上高方式）



2020年度又は2019年度の8月の1日当たり売上高	～8万3,333円	8万3,333円～25万円	25万円～
<b>協力金の額</b>	2万5千円 ×4-2日 <b>2日</b> =30万円 <b>5万円</b>	1日当たり売上高×0.3（千円単位に切り上げ）×4-2日 <b>2日</b> ※売上高に応じて決定 <del>（30万円～90万円）</del> <b>（5万円～15万円）</b>	7万5千円 ×4-2日 <b>2日</b> =90万円 <b>15万円</b>

○大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



$$\text{協力金額} = \frac{\text{（1日当たり売上高減少額} \times 0.4\text{）}}{\text{↓}} \times 4-2日 \text{ **2日**}$$

※上限は「20万円/日」又は「2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

1：協力金の計算金額における1日当たりの**売上高**とは何ですか？

**2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数**

※8月18日（水）～8月29日（日）**8月19日（木）**の時短要請の場合、  
「2020年8月又は2019年8月の売上高の合計 ÷ 31日」  
となります。

2：協力金の計算金額における1日当たりの**売上高減少額**とは何ですか？

**（2020年度又は2019年度の時短要請月と同じ月の売上高－2021年度の時短要請月の売上高） ÷ 当該月の日数**

※8月18日（水）～8月29日（日）**8月19日（木）**の時短要請の場合、  
「（2020年8月又は2019年8月の売上高－2021年8月の売上高の合計） ÷ 31日」  
となります。

3：月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）